

第 18 号議案

東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 22 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例

東大和市国民健康保険条例（昭和 3 5 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「4 2 万円」を「5 0 万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第 8 条の規定は、施行日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。